



行政相談シンボルマーク

MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications平成 28 年 3 月 11 日  
沖縄行政評価事務所  
(所長 山田 昌二)

## 年金記録訂正後の裁定請求に係る周知方法の改善

～時効特例法の趣旨に沿った運用のために～

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省沖縄行政評価事務所は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：渡名喜庸安 琉球大学理事）に諮り、「年金記録訂正後の裁定請求の案内について、時効特例法の趣旨に照らし、年金事務所において記録訂正に基づく年金増額分が確実に受給できるよう、現行の周知方法を改善する必要がある」などの意見を踏まえて、平成 28 年 3 月 11 日、県内各年金事務所に対しあっせんしました。

### （行政相談要旨）

退職後に年金を受給していたが、年金事務所で私の厚生年金加入記録が初めて判明し、記録訂正が行われ、その後裁定請求を行った。しかし、裁定請求が遅れたため、厚生年金の受給額のうち裁定請求から 5 年を超えて遡る分については、時効特例法の対象とならず厚生年金保険法により消滅時効が成立しているため支給できないとの説明を受けた。厚生年金加入記録が後になって判明した点や裁定請求が遅れたことについて私には落ち度がないにもかかわらず時効を理由として、年金の一部は支給できないとの年金事務所の説明に納得できない。

### 1 年金受給権の消滅時効の概要

（詳細は別添資料参照）

- 厚生年金保険法の時効：厚生年金保険の保険給付を受ける権利は、法律により 5 年経過すると時効消滅する（厚生年金法第 92 条）。
- 時効特例法：年金記録訂正による年金の増額分は時効により消滅した分を含めて本人又は遺族に全額支払われることとなった。
- 請求遅れ：年金の裁定請求が記録訂正から一定期間（目安として 1 年）以上経過している場合は、個々の事情を勘案し、記録訂正と裁定請求との間に因果関係があると認められる場合を除き、時効特例給付の対象としない取扱い。

### 2 年金記録訂正後の裁定請求に関する現在の周知状況

#### 1. 年金事務所窓口での周知

年金事務所窓口では、記録訂正から裁定請求までの期間が一定期間（目安として 1 年）を経過した場合、受給権者が手続を承知していたか否かにかかわらず、原則として時効特例給付の対象とならないことについての説明は行われていない。

#### 2. 日本年金機構ホームページ等での周知

記録訂正から裁定請求までの期間が一定期間（目安として 1 年）を経過した場合に、原則として時効特例法が適用されないことについて、パンフレットやチラシ等の年金事務所窓口への備付けによる国民への周知は行われていない。

### 3 行政苦情救済推進会議における意見（検討結果）

1. 国民の中には、記録訂正と裁定請求手続は一体である（記録訂正が行われれば自動的に年金受給額が増減する）と誤認している者が多いと考えられ、裁定請求手続が必要なことについて、記録訂正申立者が明確に認識できていれば、本件相談者のように記録訂正から裁定請求までの期間が長期化するという事は考えにくい。制度を熟知していない年金受給者に対しては、年金事務所が分かりやすく周知すべきであるが、記録訂正後の裁定請求漏れがないように記録訂正の際に窓口で口頭説明のみを行うだけでは、分かりづらい。
2. 年金事務所窓口に行かない場合でも記録訂正後の裁定請求の遅延や漏れがないよう、記録訂正後に裁定請求が必要となるケースについて、広く周知すべきである。

### 4 あっせん要旨



時効特例法の立法趣旨は、記録訂正に係る年金の支給を受ける権利について時効の特例（受給権の回復）を設けることにあることから、年金記録の訂正による年金の増額分が本人又は遺族に確実に支払われることが重要である。

そのため、沖縄県内の各年金事務所は、上記「年金記録訂正後の裁定請求に関する現在の周知状況」を踏まえ、以下のとおり周知方法を改善する必要がある。

- (1) 記録訂正後は対象者による裁定請求が必要であり、この手続きをしなければ記録訂正に伴い増額となった年金が受給できない等の重要事項を記載したチラシを作成すること。
- (2) 年金事務所窓口で同チラシを対象者に交付して、丁寧かつ分かりやすい説明を行うとともに、速やかに裁定請求を行うよう窓口において勧奨すること。
- (3) 各年金事務所は、記録訂正後に裁定請求手続が必要なこと等について、年金事務所窓口を直接訪問しなくても広く県民が認識できるよう、沖縄県内の年金事務所のホームページへの掲載等により県民向けに周知を行うこと。

#### 〈参考〉【行政苦情救済推進会議】

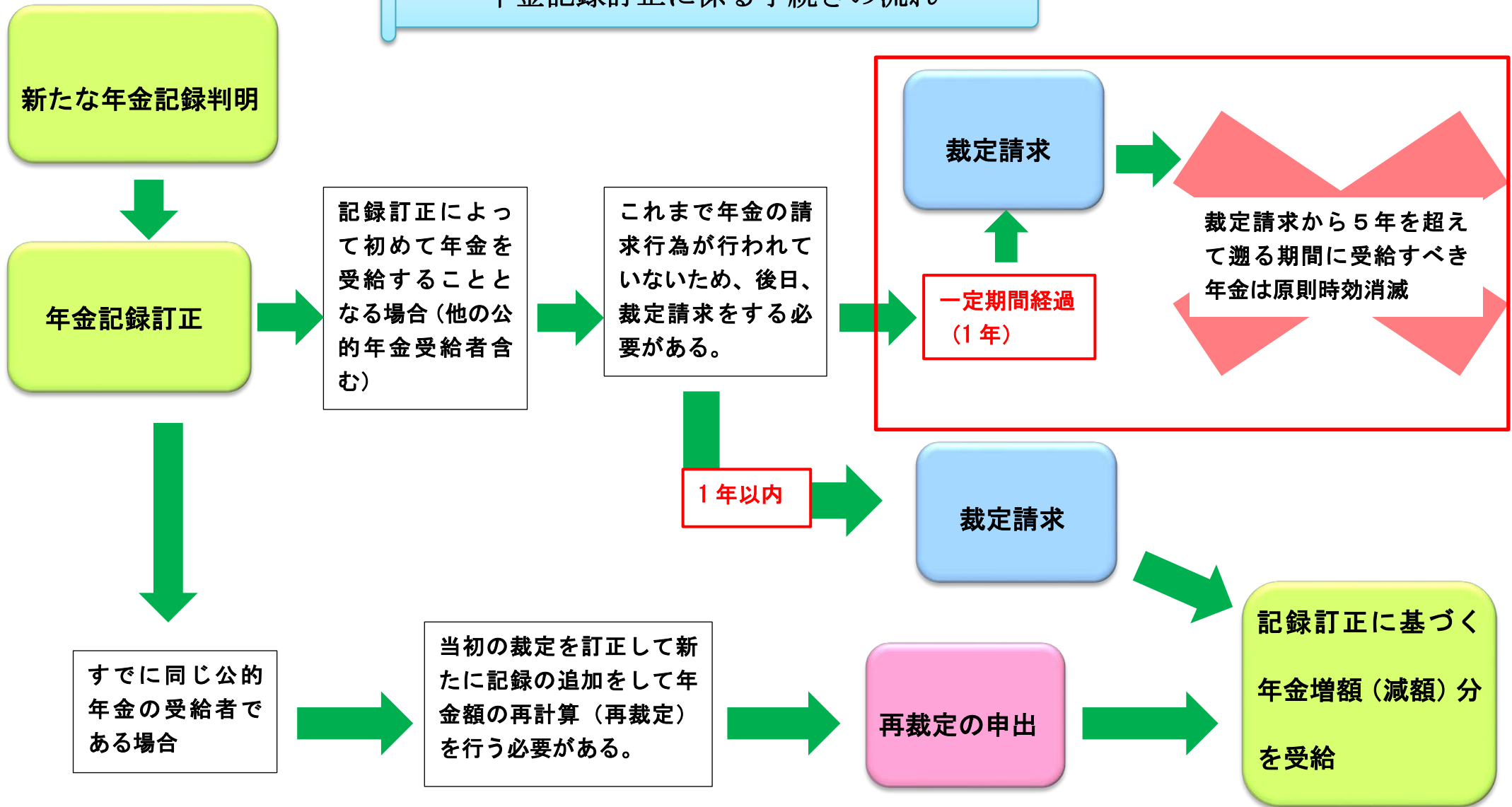
総務省に寄せられた相談のうち、行政の制度及び運営の基本に関するもので、解決が困難なものについては、民間有識者で構成された行政苦情救済推進会議に付議し、その意見を踏まえることにより、国民的立場に立った苦情の救済に努めています。

（行政苦情救済推進会議構成員）

渡名喜 庸安（座長）	琉球大学理事（副学長）
玉城 常邦	（株）琉球新報社論説委員長
津波古 重男	沖縄行政相談委員協議会会長
備瀬 ヒロ子	（株）都市科学政策研究所取締役・顧問
宮國 英男	弁護士（元沖縄弁護士会会長）
山城 勝	（社）沖縄県経営者協会常務理事

【問合せ先】 総務省 沖縄行政評価事務所  
行政相談課長 神里  
電話：098-866-0148

年金記録訂正に係る手続きの流れ



(注) 上図は、日本年金機構の説明に基づき、当事務所で作成した。

## 関係法令

### ○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）抜粋

#### 第九十二条

保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したとき、保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。第四項において同じ。）は、五年を経過したときは、時効によって、消滅する。

### ○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

#### （平成十九年法律第百十一号）抜粋

#### 第一条

厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による保険給付（これに相当する給付を含む。以下この条並びに附則第二条及び第四条において同じ。）を受ける権利を有する者又は施行日前において当該権利を有していた者（同法第三十七条の規定により未支給の保険給付の支給を請求する権利を有する者を含む。）について、同法第二十八条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定（裁定の訂正を含む。以下この条において同じ。）が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする。

平成27年12月

## 年金記録問題についてのこれまでの取組状況 (主要データ)

### 1. 年金記録の回復状況

#### (1) ねんきん特別便により年金記録が回復された方(平成27年10月)

延べ	978万人
受給者	252万人
加入者	725万人

#### (2) 記録が見つかり年金額の増えた方(平成20年5月～27年10月)

少なくとも 延べ368万人(生涯額 2.6兆円)

#### (3) 約5,000万件の未統合記録のうち基礎年金番号に統合済みの記録 (平成27年10月末)

1,853万件

※最近1ヶ月で記録が回復した件数 3万件

### 2. 記録回復後の年金を受給できるまでの平均処理期間

#### ・過去5年分までの支払い

7.2ヶ月(21年3月) → 5.5ヶ月(27年10月)

#### ・時効特例分(5年超)を含む全体

10.0ヶ月(21年3月) → 8.0ヶ月(27年10月)

※処理期間については平均的な処理期間を示しており、ケースによってはより期間を要することがある。

### 3. 年金事務所段階における訂正処理の基準の策定状況

平成27年 3月	国年・厚年・脱退手当金	(※)
平成27年 4月	厚年	(※)

※ 訂正請求手続の創設に伴いこれまでの基準を取りまとめたもの

#### 4. 紙台帳とコンピュータ記録との突合せ

##### (1) 国民年金特殊台帳(3,096万件)とコンピュータ記録との突合せ結果 (平成27年10月)

○約3,096万件のうちコンピュータ記録と一致しない記録 約30万件  
(注)国年特殊台帳等の記録の約1%

うちご本人にお知らせすることが可能なもの	約16.8万件(100%)
・うちお知らせ送付済のもの	約15.4万件(92%)
うち年金が増額となるためお知らせを送付した受給者のもの	約7.9万件
うち再裁定の進達まで至っているもの	約7.0万件
・うち本人にお知らせする前に補正が完了していたもの	約1.3万件(8%)

##### ・年金受給者の年金額の増額の状況(年額)

平均額	: 約 1.4万円
最高額	: 約38.2万円
最低額	: 546円

・費用対効果	所要経費	計: 約106億円
	年金額が増額となる効果(生涯額)	計: 約380億円

##### (2) 紙台帳とコンピュータ記録の突合せの対象件数(平成22年7月)

・紙台帳収載件数	約9.5億件
うち、重複分等を除いた件数	約7.2億件
※22年7月時点で、ご本人のコンピュータ記録に結びついた件数	約6.0億件